

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134270	乳幼児医療費助成事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		106,297	102,244		-4,053
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	28,487	26,341		-2,146
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	77,810	75,903		-1,907

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	単年度繰返	期間限定	平成31年度	~	平成31年度
------	-------	------	--------	---	--------

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

岩手県の「子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

事業概要

乳幼児医療費助成事業 118,000千円

花巻市独自に、県単独医療費助成に上乗せ給付をする。

対象者：出生の日から就学前までの児童

給付額：一部負担金相当額（自己負担なし）

平成27年8月診療分より3歳以上就学前児童についても所得制限と自己負担を撤廃。

給付方法：医療費助成分を控除して窓口支払いする現物給付方式。

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

--	--	--	--

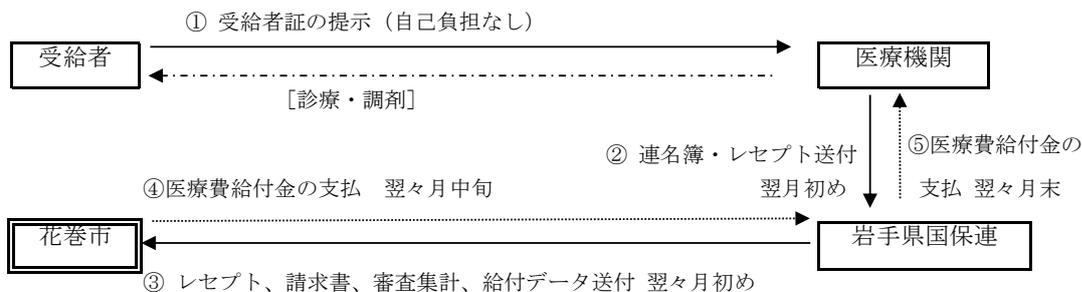
事業手法の詳細1

乳幼児医療費助成事業

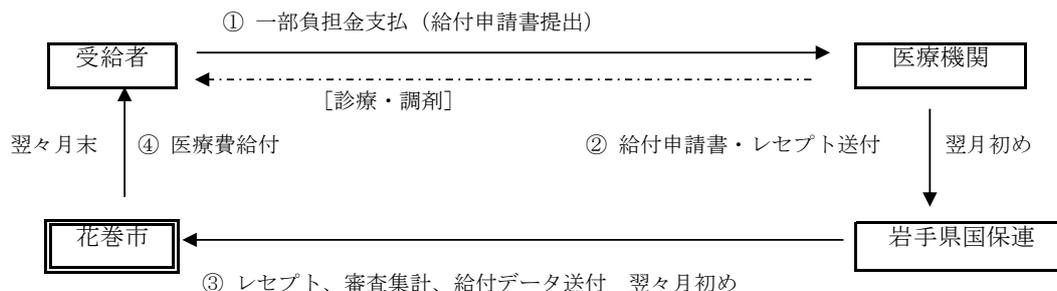
・医療費給付の状況(平成31年度)

県単乳幼児	受給者数：2,972(人)	給付件数：49,982(件)	給付額：76,225,304(円)
市単乳幼児	受給者数：979(人)	給付件数：16,218(件)	給付額：26,018,712(円)
合計	受給者数：3,951(人)	給付件数：66,200(件)	給付額：102,244,016(円)

・医療費助成給付の流れ（現物給付） ※平成28年8月から



・医療費助成給付の流れ（償還払い） ※平成28年7月まで



・医療費支給額内訳（県所得制限内の受給者）

医療費給付額															
	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">県補助対象額</td> </tr> <tr> <td>入院外</td> <td>市嵩上負担 1,500円</td> <td>市負担額 1,500円を超えた1/2</td> <td>県補助金 1,500円を超えた1/2</td> <td>各保険者 高額療養費限度額を超えた額</td> </tr> <tr> <td>入院</td> <td>市嵩上負担 5,000円</td> <td>市負担額 5,000円を超えた1/2</td> <td>県補助金 5,000円を超えた1/2</td> <td>各保険者 高額療養費限度額を超えた額</td> </tr> </table>	県補助対象額				入院外	市嵩上負担 1,500円	市負担額 1,500円を超えた1/2	県補助金 1,500円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額を超えた額	入院	市嵩上負担 5,000円	市負担額 5,000円を超えた1/2	県補助金 5,000円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額を超えた額
県補助対象額															
入院外	市嵩上負担 1,500円	市負担額 1,500円を超えた1/2	県補助金 1,500円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額を超えた額											
入院	市嵩上負担 5,000円	市負担額 5,000円を超えた1/2	県補助金 5,000円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額を超えた額											

・医療費支給額内訳（県所得制限超過の受給者）

医療費給付額			
入院外	<table border="1"> <tr> <td>市負担額</td> <td>各保険者 高額療養費限度額を超えた額</td> </tr> </table>	市負担額	各保険者 高額療養費限度額を超えた額
市負担額	各保険者 高額療養費限度額を超えた額		
入院	<table border="1"> <tr> <td>市負担額</td> <td>各保険者 高額療養費限度額を超えた額</td> </tr> </table>	市負担額	各保険者 高額療養費限度額を超えた額
市負担額	各保険者 高額療養費限度額を超えた額		

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	01	06	134280	妊産婦医療費助成事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		17,772	13,725		-4,047
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	7,078	5,354		-1,724
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	10,694	8,371		-2,323

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間	単年度繰返	期間限定	平成31年度	~	平成31年度
------	-------	------	--------	---	--------

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

岩手県の「子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

事業概要

妊産婦医療費助成事業 22,000千円

花巻市独自で、県単独医療費助成に上乗せ給付をする。

対象者：妊娠5か月に達する月の初日から出産した翌月末までの者

給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額

(受給者及び監護者が市町村民税非課税者である場合は自己負担なし)

給付方法：医療費助成分を控除して窓口支払いする現物給付方式

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

--

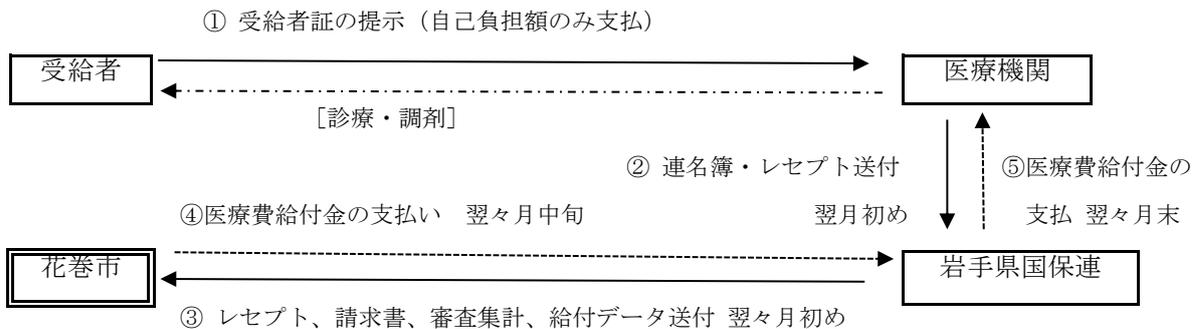
事業手法の詳細1

妊産婦医療費助成制度

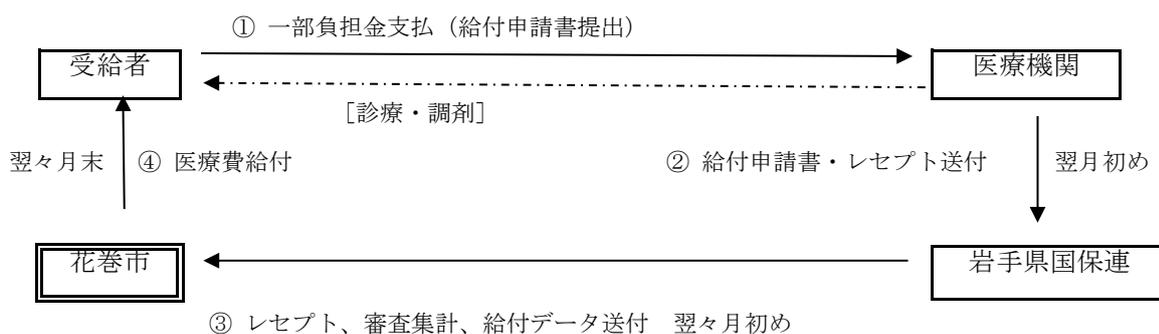
・医療費給付の状況(平成31年度)

妊産婦 受給者数：208(人) 給付件数：2,576(件) 給付額：13,724,534(円)

・ 医療費助成給付の流れ（現物給付） ※平成28年8月から



・ 医療費助成給付の流れ（償還払い） ※平成28年7月まで



・ 医療費支給額内訳

		医療費給付額			
		県補助対象額			
入院外	自己負担 750円	市嵩上負担 750円	市負担額 1,500円を超えた1/2	県補助金 1,500円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額超過額
	入院	自己負担 2,500円	市嵩上負担 2,500円	市負担額 5,000円を超えた1/2	

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	03	02	01	134440	特定妊婦支援事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		817	398		-419
財源内訳	国費	272	132		-140
	県費	272	132		-140
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	273	134		-139

特定財源の内訳

--	--	--	--

事業期間	単年度繰返	期間限定	~
------	-------	------	---

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

育児不安と子どもの心の発達の問題、児童虐待等で支援の必要なケースが、増えている。そこで妊娠期から出産後の養育支援の必要な妊婦を把握し、特定妊婦と位置づけ、出産後の支援体制を整える必要がある。

事業概要

特定妊婦支援事業 398千円

母子健康手帳交付時に特定妊婦の把握を行い、必要な支援を行う。

妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供

複数のサービスを利用し、かつ継続的な支援を必要とする場合に関係機関と調整し必要な支援につなぐ。

必要に応じて定期的な相談支援

担当部署	17300000 健康福祉部 健康づくり	担当課長	蟹澤 容子
------	----------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細 1

特定妊婦支援事業 H31 398千円

母子健康手帳交付時に対象者（特定妊婦）を把握し、妊娠・出産後の育児に関する情報の提供、不安や悩みへの相談支援を行う。
また、関係機関との連携を図りながら、計画的に家庭訪問や電話訪問等で相談対応することにより安心して出産し、その後の養育ができるよう支援する。

報酬 217千円
助産師・保健師等

需用費 33千円
消耗品費（燃料費等）

自動車借上料 148千円

【特定妊婦支援実施状況】

特定妊婦認定数（実） 37人
支援実施数（延） 69件

（内訳）

訪問相談	8件
来所相談	0件
電話相談	18件
パパママ教室	5件
医療機関との連携等	38件

【特定妊婦】
特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。
具体的には、若年・経済的問題・妊娠葛藤・母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届・妊婦健康診査未受診等・多胎・妊婦の心身不調など。

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	04	01	02	144070	母子保健事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		93,606	95,501		1,895
財源 内訳	国費	7,444	9,282		1,838
	県費	1,461	1,456		-5
	地方債	0	0		0
	その他	3,133	0		-3,133
	一般財源	81,568	84,763		3,195

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	
			~

部重点施策における目標
安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯
・児童福祉法等の改正で、母子保健法上「母子健康包括支援センター」として法定化（29年4月施行）された「子育て世代包括支援センター」は、国の少子化社会対策大綱等で概ね32年度末までの全国展開を目標に掲げている。

事業概要
妊産婦・乳幼児健康診査及び相談 80,112千円 妊婦一般健康診査（健診回数14回）、産後健康診査（産後2週、1か月）、乳児一般健康診査（1か月児、4か月児、7か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児親子歯科、3歳児）、新生児聴覚検査の実施 子育て世代包括支援センター事業 4,369千円 相談支援員2人を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援体制の構築。 産前・産後サポート事業、産後ケア事業 10,900千円 市内事業所へ業務を委託 赤ちゃんふれあい体験教室 120千円 中学生と赤ちゃんのふれあい体験 8回/年

担当部署	17300000 健康福祉部 健康づくり	担当課長	蟹澤 容子
------	----------------------	------	-------

意見・要望等の状況
・平成30年3月議会において、産後ケア事業について低所得者層への費用軽減措置について意見をいただいている。

事業手法の詳細 1
母子保健事業 H31 95,501千円
1. 妊産婦・乳幼児健康診査及び相談 80,112千円
(1) 母子保健法に基づき実施する乳幼児健康診査、妊婦一般健康診査等にかかる経費
報酬（非常勤保健師等） 2,650千円
賃金（作業員賃金） 3,284千円
報償費（医師等） 7,950千円
需用費（消耗品、印刷製本費） 1,301千円
役務費（手数料） 110千円
委託料（妊婦一般健康診査等委託） 64,489千円
・妊婦一般健康診査14回、産後健康診査2回、新生児聴覚検査、乳幼児精密健康診査、システム改修
(2) 母子保健法に基づき、実施する妊婦一般健康診査等で、里帰りにより県外で健診を受けた費用を助成
負担金・補助金 健康診査費用補助金 328千円
2. 子育て世代包括支援センター事業 4,369千円
妊娠・出産・育児等に関する様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言・保健指導を行い、関係機関との連絡調整等に対応するため、保健師等の専門職を配置し妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する。
報酬（非常勤保健師等） 4,369千円
3. 産前・産後サポート事業、産後ケア事業 10,900千円
委託料 10,900千円
（産前・産後サポート事業、産後ケア事業）
4. 赤ちゃんふれあい体験教室 120千円
中学生との赤ちゃんふれあい体験 8回
講師報償費 120千円

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	04	01	02	144080	養育医療費助成事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		2,957	3,901		944
財源内訳	国費	1,218	1,706		488
	県費	610	853		243
	地方債	0	0		0
	その他	517	487		-30
	一般財源	612	855		243

特定財源の内訳					

事業期間	単年度繰返	期間限定	~		
------	-------	------	---	--	--

部重点施策における目標
安心して、出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯
・昭和40年8月の母子保健法施行により、母性並びに乳幼児の健康保持増進を図るための事業を実施している。平成25年度、権限移譲により身体の発育が未熟なまま出生し、入院が必要な乳児に対して医療給付を行う未熟児養育医療給付事業が開始となった。

事業概要
養育に必要な医療給付を行う。 3,901千円

担当部署	17300000 健康福祉部 健康づくり	担当課長	蟹澤 容子
------	----------------------	------	-------

意見・要望等の状況

事業手法の詳細1
<p>養育医療給付 H31 3,901千円</p> <p>未熟児養育医療とは、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院が必要な乳児に対して指定養育医療機関で養育に必要な医療給付を行うもの（母子保健法第20条） なお、医療にかかる費用の窓口での自己負担額はなく、市がいったん全額を支弁する。その後、所得に応じて費用を徴収する。徴収金を除く市の負担分については、国及び県より所定の割合に応じて負担金補助がある。</p> <p>養育医療給付 3,901千円 手数料 1千円 養育医療 3,900千円 （国保連・支払い基金支払い分）</p>

【養育医療事業】	見込数 17人	実人数 13人			
					(円)
					令和2年返還金
	予算	歳入	決算		
支弁額	6,000,000		3,899,744		
自己負担額	600,000	487,180	487,180		
公費負担額	5,400,000		3,412,564		
国1/2	2,700,000	2,430,000	1,706,282		723,718
県1/4	1,350,000	1,350,000	853,141		496,859
市1/4	1,350,000		853,141		

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	04	01	02	144120	特定不妊治療費助成事業費

単位:千円

		前年度 決算額	当該年度 決算額	次年度 現計予算額	決算額 前年比
事業費		4,543	5,007		464
財源内訳	国費	0	0		0
	県費	0	0		0
	地方債	0	0		0
	その他	0	0		0
	一般財源	4,543	5,007		464

特定財源の内訳

--	--	--	--	--	--

事業期間		単年度繰返		期間限定	~
------	--	-------	--	------	---

部重点施策における目標

安心して出産し、親子が健やかに育っています。

事業開始の背景・経緯

- ・平成21年3月議会 県不妊治療助成金の上乗せ助成についての質問
- ・平成22年6月議会 再度、質問。副市長答弁、「早々に内容を詰めて近いうちに提案したい」
- ・平成22年9月補正予算議決後、4月にさかのぼり、10月より事業開始

事業概要

花巻市不妊に悩む方への特定治療支援事業

対象者：法律上の婚姻をしている夫婦で岩手県特定治療支援事業費助成金の交付決定を受けた者

助成額：1回の申請につき10万円を限度

(治療費から県助成金を控除した額の2分の1)

市民への周知：中部保健所にチラシを配備し、岩手県助成金の交付決定者に周知を図る。

担当部署	17350000 健康福祉部 国保医療	担当課長	俵 恵
------	---------------------	------	-----

意見・要望等の状況

--

事業手法の詳細1

・助成金交付のながれ

- 1 岩手県特定治療支援事業費助成金の交付決定
・中部保健所にチラシを配備し、周知。
- 2 花巻市に助成金の交付申請
(1) 資格審査
対象者 ・花巻市に住所を有する、法律上の婚姻をしている夫婦
・岩手県不妊治療支援事業費助成金の交付決定を受けた者
(2) 助成額決定
助成額 ・1回の申請につき10万円を限度
(治療費から県助成金を控除した額の2分の1)

3 交付決定

平成31年度

事業説明資料

【事後評価】

会計	款	項	目	事業コード	事業名
01	04	01	02	144120	特定不妊治療費助成事業費

事業手法の詳細 2	
・ 事業費の内訳（平成31年度）	
補助金（特定不妊治療助成金）	4,989,406円
需用費（消耗品）	11,741円
役務費（通知書等郵便料）	5,693円
合 計	5,006,840円

事業手法の詳細 3

不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療への経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精・顕微授精に要する費用の一部を助成する。また、国の制度見直しにより、平成28年4月1日から助成の対象範囲・回数が変わる。

年度	特定不妊治療への助成の対象範囲・回数				助成限度額	
	妻の年齢	年間助成回数	通算助成回数	通算助成期間	岩手県 ※1	花巻市 ※2
～H25	限度なし	1年目 3回まで 2年目～2回まで	10回まで	5年	15万円/回	10万円/年度
H26・27 (一部施行)	40歳以上	1年目 3回まで 2年目 2回まで	H28年度以降は 3回まで	H28年度以降は43歳 になるまで	15万円/回 (H28.1.20～ 30万円/初回)	10万円/回
	40歳未満	限度なし	6回まで			
H28～	43歳未満	限度なし	40歳未満：6回まで 43歳未満：3回まで		30万円/初回 15万円/回	

※1 治療内容によっては7.5万円/回

※2 (治療費－県助成金) 1/2